

【改正後全文】
医政発0315第1号
平成28年3月15日
最終改正 医政発0330第33号
平成30年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

農業協同組合又は農業協同組合連合会の医療法人への組織変更に係る
都道府県知事の認可等について

昨年9月4日に公布された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」（平成27年法律第63号）により農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「法」という。）が改正され、農業協同組合又は農業協同組合連合会（ただし、法第10条第1項第11号又は第12号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）のみを行う農業協同組合又は農業協同組合連合会であって、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設するものに限る。以下「組合」という。）は、組織を変更し社団である医療法人になることができること及びその組織変更後の医療法人（以下「組織変更後医療法人」という。）が医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項各号に掲げる要件に該当するものである旨の都道府県知事の認定を受けることができることとされ、平成28年4月1日から施行されることとなったところである。

これに伴い、「農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令」（平成28年政令第27号）、「組合等登記令の一部を改正する政令」（平成28年政令第26号）及び「農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令」（平成28年厚生労働省・農林水産省令第1号。以下「主務省令」という。）が本年1月29日付けで公布され、また、「医療法第三十一条に規定する公的医療機関の開設者を定める件の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第36号）が本年2月22日付けで告示され、いずれも本年4月1日から施行・適用されることとなったところである。

これらの法令における本組織変更に関する主な内容等については下記のとおりであるので御了知いただくとともに、認可等の審査に当たっては、医療関係部局及び農協監督部局（注）間で連携して行っていただくようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言であることを申し添える。

(注) 農協監督部局については、各都道府県が所管する組合については各都道府県農林水産関係部局、各地方農政局が所管する組合については経営・事業支援部経営支援課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部経営課及び農林水産本省が所管する組合については経営局協同組織課であること。

記

第1 組合の医療法人への組織変更に係る都道府県知事の認可について（法第 89 条 関係）

- 1 組合が組織を変更し社団である医療法人となる組織変更については、組合の主たる事務所の所在地の都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。

都道府県知事は当該認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

- 2 組合が当該認可の申請を行うに当たっては、次の書類を都道府県知事に提出すること。

- ① 申請書（別添 1）
- ② 理由書
- ③ 組織変更後医療法人の定款
- ④ 法第 88 条第 1 項の組織変更計画（以下「組織変更計画」という。）の内容を記載した書面又はその謄本
- ⑤ 組織変更後医療法人の組織変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- ⑥ 組織変更計画について総組合員又は総会員の同意を得たことを証する書面
※ この同意は、総会の決議を必須とするものではなく、同意書の取り付けなどによるものも含まれる。
- ⑦ 最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、組織変更をする組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表）
- ⑧ 法第 92 条において読み替えて準用する法第 49 条第 2 項の規定による公告及び催告（同条第 3 項の規定により公告を官報のほか法第 97 条の 4 第 2 項の規定による定款の定めに従い同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに掲げる公告の方法によりする場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、法第 92 条において準用する法第 50 条第 2 項の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- ⑨ 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類
- ⑩ 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

- ⑪ 組織変更後医療法人が医療法第42条第4号又は第5号に掲げる業務を行う場合にあっては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書面
 - ⑫ 組織変更後医療法人の役員の就任承諾書及び履歴書
 - ⑬ 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
 - ⑭ その他参考となるべき事項を記載した書面
- ※ ⑤、⑦及び⑨から⑬までの各書類については、医療法人の設立・合併に係る認可申請にあたって各都道府県において使用している様式を使用することができること。

3 都道府県知事が当該認可を決定したときは、別添2で定める書類により当該認可申請を行った組合に通知すること。

4 組織変更をする組合は、組織変更計画に記載した組織変更がその効力を生ずべき日又は当該認可を受けた日のいずれか遅い日（以下「効力発生日」という。）に医療法人となること。

5 組合が医療法人に組織変更をしたときは、組合等登記令（昭和39年政令第29号）で定めるところにより、組合については解散の登記をし、組織変更後医療法人については設立の登記をしなければならないこと。また、この設立登記について医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の12で定めるところにより、登記事項及び登記の年月日を都道府県知事に届け出なければならないこと。

第2 組織変更後医療法人が医療法第42条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨の都道府県知事の認定について（法第90条関係）

1 医療法人への組織変更に係る認可の申請をした組合は、都道府県知事に対し、組織変更後医療法人が医療法第42条の2第1項各号に掲げる要件に該当するものである旨の認定（以下「社会医療法人の認定」という。）の申請をすることができること。ただし、この申請は、上記第1の認可の申請と同時にしなければならないこと（主務省令第5条第3項）。

都道府県知事は社会医療法人の認定をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならないこと。

※ 社会医療法人の認定に係る医療法第42条の2第1項第5号のハに規定する救急医療等確保事業に係る業務の実績は、組織変更前の組合が開設する病院又は診療所の実績について審査するものであること。

2 組合が社会医療法人の認定の申請を行うに当たっては、次の書類を都道府県知事に提出すること。

- ① 申請書（別添3）
- ② 医療法第42条の2第1項第5号の厚生労働大臣が定める基準に係る会計年

度について同号の要件に該当する旨を説明する書類

- ③ 医療法第42条の2第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

※ ②及び③の書類については、「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日付医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知）の別添2で定める社会医療法人の認定申請等関係書類の様式を使用すること。

- 3 都道府県知事が社会医療法人の認定を決定したときは、別添4で定める書類により当該認定申請を行った組合に通知すること。

- 4 社会医療法人の認定を受けた組合は、効力発生日に医療法第42条の2第1項の認定を受けたもの（社会医療法人）となること。

※ 社会医療法人の認定を受けた組合及び認定を行った都道府県知事においては、「社会医療法人の認定について」に記載された社会医療法人の認定時の取扱いと同様に、必要な届出や報告を行うこと。

- 5 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生農業協同組合連合会は、「医療法第三十一条に規定する公的医療機関の開設者」（昭和26年厚生省告示第167号。以下「告示」という。）において、従前より公的医療機関の開設者として位置付けられているが、告示の改正により、以下の2つの条件を満たす場合には、組織変更後も引き続き公的医療機関の開設者として位置付けられること。

① 組織変更にあたって、法第90条第1項の規定に基づく社会医療法人の認定の申請を行い、都道府県知事より同条同項に基づく認定を受けて、医療法第42条の2第1項の認定を受けたもの（社会医療法人）となったものであること。

② 組織変更後も引き続き全国厚生農業協同組合連合会の会員であること。

別添 1

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都 道 府 県 知 事 殿

住所

〇〇県厚生農業協同組合連合会

代表理事会長(又は代表理事理事長)

〇 〇 〇 〇

印

医療法人への組織変更に係る認可申請書

標記について、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第89条第1項及び農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令（平成28年厚生労働省・農林水産省令第1号）第1条第2項の規定に基づき、別添関係書類を添えて申請します。

別添 2

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県厚生農業協同組合連合会
代表理事会長（又は代表理事理事長） 〇 〇 〇 〇 殿

〇 〇 県 知 事

医療法人への組織変更に係る認可について

貴連合会から平成〇〇年〇〇月〇〇日付けでされた農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第89条第1項に係る認可申請については、審査した結果、認可を決定したので通知します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都 道 府 県 知 事 殿

住所
〇〇県厚生農業協同組合連合会
代表理事会長(又は代表理事理事長)
〇 〇 〇 〇 印

医療法第42条の2第1項各号に掲げる要件に該当するもの
である旨の認定申請書

標記について、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第90条第1項、農業協同組合法施行令（昭和37年政令第271号）第44条及び農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令（平成28年厚生労働省・農林水産省令第1号）第5条の規定に基づき、別添関係書類を添えて申請します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	

注1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。

注2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

○救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）

○災害医療 ○へき地医療 ○周産期医療 ○小児救急医療

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県厚生農業協同組合連合会
代表理事会長（又は代表理事理事長） 〇 〇 〇 〇 殿

〇 〇 県 知 事

社会医療法人の認定について

貴連合会から平成〇〇年〇〇月〇〇日付けでされた農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第90条第1項に係る認定申請については、組織変更後医療法人が医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項各号に掲げる要件を満たすものとして認定したので通知します。

また、認定日については、農業協同組合法第91条第4項の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日とします。

なお、認定後において、当該要件を満たさないこととなったと認められる場合には、この認定を取り消すこととなるからこの旨申し添えます。